

組合ニュース

発行：2026年1月29日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail：info@oitauu.sakura.ne.jp

2年ぶりに人勧完全準拠!! 本給月額をR7年4月に遡及して3月支給

- ☆1号年俸制適用教員の年俸額引き上げ (R8年4月から)
- ☆嘱託職員の本給額引き上げ (R8年4月から)
- ☆事務系職域限定職員の年俸額引き上げ (R8年4月から)
- ☆非常勤職員の時給額の見直し (R8年4月から：1,369円→1,441円)
- ☆非常勤職員への特例休暇を3日付与
- ☆自動車等使用者に対する通勤手当について人勧通り増額

第3回団体交渉報告

1月22日に第3回団体交渉をおこないました。今回の交渉では、前回交渉で先送りにされていた、給与にかかわる内容を重点的に扱いました。法人側からの二次回答および交渉内容は以下の通りです。

■常勤教職員について：2年ぶり人勧完全準拠

2025年人事院勧告のとおり、月例給を平均3.62%の引き上げを2025年4月まで遡及し、差額について2026年3月の月例給支給時に支給することが提案されました。前回交渉において提示されていたボーナスの0.05月分の増額改定とあわせて、本学においては2年ぶりとなる人事院勧告に完全に準拠した改善がなされることとなりました。これまで組合は、人勧完全準拠は基本であると要求しており、それに適った変更になりました。また、宿日直手当及び初任給調整手当も同じく2025年4月に遡及することが提案され、あわせて妥結しました。

次いで、1号年俸制適用教員について、2026年4月から年俸額を引き上げることが提案され、これも妥結しました。

嘱託職員および事務系職域限定職員についても2026年4月から、本給月額および年俸額を見直すという提案があり、この引き上げによって、県や市で非常勤職員として働いた場合の(ボーナスを含めた)給与を上回る給与水準となったと説明がありました。組合としては、給与格差により人材流出が本学において懸念される、と長年交渉をおこなっており、そこでの要求が一定程度反映された形となりました。

また、「職域」について補足的に説明がありました。組合は事務系職域限定職員の規程ができる際、「職域」の幅が不明確であることを問題視していましたが、「職域」について規程上の定義はないが、個別の契約で「職域」の幅を限定して明示しているということでした。ただ、個別契約の対応ということでは、個別に対応が変更

されることもありうるため、規程の整備など、制度として明確化するよう求めました。

■非常勤職員について：特例休暇3日付与

まず、前回交渉時点では何も提案のなかった非常勤職員および特例非常勤職員への措置として、組合からの要求を踏まえて、年度内の特別休暇が3日付与されることになりました。

次いで、非常勤職員の給与水準は2026年4月から人事院勧告に対応させ、時給1,369円から1,441円に変更するという回答でした。時給の上昇自体は望ましいことですが、国からの財政措置もあり、常勤職員については2025年4月に遡及して給与が支払われているのに対して、非常勤職員については別の取り扱いとなっています。これは不合理な差別的な措置である、または非常勤職員の大学への貢献を法人が軽視していることの反映にほかなりません。引き続き、2025年4月に遡及して改定することを要求します。

とりわけ、特例非常勤職員について2025年4月対応としないことは、これまでの交渉において法人の説明と食い違っており、問題だと考えています。これまでの交渉において、法人は非常勤職員について遡及して人勧対応しない理由を「年度契約であるから」ときわめて形式的に回答しています。これでは年度契約でない無期雇用の特例非常勤職員については、遡及しない理由が成り立たなくなります。この点を質問したところ、特例非常勤職員は非常勤職員と同じ取扱いで、労働条件のうち期間が異なるだけである、という回答がありました。この回答は、特例非常勤職員と認められるのに必要となる「資格・免許等」という職務能力を、法人が軽く扱っていることのあらわれで、決して許すことのできない対応です。非常勤職員に対する待遇を中心に、今後も積み残された事項について法人側に説明および待遇の改善を要求していきます。